

## 判例調査・ヒアリング結果一覧



通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
1	平成23年9月22日 東京高裁 平22(ツ)172号	立替金請求 上告事件	◆訴外会社Aから債権管理、回収等の業務委託を受けた被告人が、訴外会社Bから自動車(本件車両)を買受け、その代金につき訴外会社Aとの間で立替払契約を締結した被告人Y1は割賦金の支払を怠ったとして、被告人Y1及び同立替払契約について連帯保証をした被告人Y2に対して、本件車両の引渡し並びに割賦金の残金の支払を求めたところ、本件立替金請求権が債権管理回収業に関する特別措置法2条1項6号に該当することは明らかであり、また、同法11条1項の回収には担保権の実行も含まれるから、本件立替金請求権を担保するために本件車両を留保していた訴外会社Aから委託を受けた被告人が、訴外会社Aのために自己の名をもって、担保権の実行として所有権に基づき本件車両の引渡しを求めることができるのは明らかであるなどとして、被告人の請求が認められた事案の上告審	◆上記判断は正当として是認することができるとして、上告を棄却した事例	1条:外 2条:外 5条:外 10条:外	消費者契約法については原告人の主張にあるのみで実質的な判断をしなかった。
2	平成22年3月11日 東京地裁 平20(ワ)38570号	債権購入代 金請求事 件、損害賠 償請求事 件	◆証券会社から他社株転換条項付社債を1000万円で購入する契約を締結したX1とその妻であるX2が、X1を証券会社に紹介した銀行及び証券会社に対し、個人情報を無断で漏洩したこと、不当な勧誘行為をしたことが違法行為に当たるなどとして、慰謝料の請求を求めた事案	◆X1は個人情報の提供に同意する旨の書面を作成していることなどから、証券会社、銀行に違法行為は認められないとして、X2の請求が棄却された事例	1条:否 4条1項:否 10条:否	他社株転換社債に係る販売に係る契約についての消費者契約法違反の主張について、証拠及び契約締結後に契約が有効であることを前提とした話をX1がしていたことにより、当該主張を認めなかった。
3	平成18年9月29日 大阪地裁 平16(ワ)12777号	不当利得金 返還等請求 事件	◆原告が、被告会社らから、被告信販会社らによる立替払を利用するなどして、売買代金合計約1800万円に及び呉服、寝具等を複数回にわたり購入したことにつき、未払分の売買代金債務・立替金債務の不存在確認等を求めた事案	◆被告会社らは、認知症によって原告の判断能力が低下していることに乗じて、客観的にみて購入の必要のない高額かつ多数の呉服、寝具等をそれと知りつつ過剰に販売したものであり、売買契約は、公序良俗に反し無効であるとし、割賦販売法30条の4第1項及び信義則に基づき、被告信販会社らに対する抗弁の対抗を認め、原告が立替払金の支払を拒絶することのできる地位にあることを確認した事例	1条:外	次々売買について、原告が消費者契約法1条を引用して、公序良俗違反を主張したが、裁判所は、消費者契約法に言及せず公序良俗違反を認めた。
4	平成16年11月12日 福岡高裁 平15(ホ)752号	不当利得返 還等請求控 訴事件	◆消費者金融会社に対する過払金返還請求訴訟において利息の充当方法が争われた事案	◆金銭の借主が、利息制限法の制限を超える超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、弁済当時存在する他の借入金債務に充当され、貸主は、充当されるべき元本に対する約定利息を取得することができないとされた事例	1条:外	消費者金融会社に対する過払金返還請求訴訟の際の利息の充当方法が争われた事例において、元本計算の充当方法に関する判例箇所所消費者契約法1条の趣旨が引用されているが、実質的な判断は何ら行われなかった。
5	平成15年10月3日 大津地裁 平14(ワ)540号	損害賠償請 求事件	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があるとし、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ている点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例	消費者契約 法施行前の 事案 1条3条4条 の趣旨を援 用	消費者契約法1条、3条、4条の趣旨を援用し、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると判断した。
6	平成14年7月26日 東京地裁 平12(ワ)11810号	損害賠償請 求事件	◆信託銀行である被告から、不動産共有持分の購入資金を借り入れ、不動産会社を代理した被告から、共有持分化された事業用建物の持分権を購入し、それについて、被告と信託契約を結んだ原告らが、被告に対し、説明義務違反による債務不履行若しくは不法行為又は信託契約違反による債務不履行若しくは不法行為に基づき、さらに、原告乙川二郎については、買取り約定についての債務不履行に基づき、不動産共有持分権の購入価格と信託契約終了時の売却価格の差額等を損害賠償として請求した事案	◆金融機関から資金を借入れ不動産小口化商品である一〇一億円の共有持分権を購入した顧客から、売主を代理した金融機関に対して損害賠償を請求したところ、金融機関の担当者が「相続発生時に売主が購入価格(一億円)で買い取る制度がある」旨の説明をしたのは正しい説明ではなかったとして、説明義務違反に基づく損害賠償請求が認められた事例 ◆不動産小口化商品である事業用建物の共有持分権を購入し、金融機関と信託契約を締結した顧客(委託者兼受益者)が、共有持分権の中途売却を求めたのに対し、金融機関が委託者兼受益者を平等に取り扱う義務に違反したとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	消費者契約 法施行前の 事案 1条及び4条 の趣旨を援 用	不動産小口化商品の販売につき、信託銀行である被告に説明義務があったことの根拠として、消費者契約法1条及び4条の趣旨が援用されている。結論としては、説明義務違反が認められた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
7	平成23年 9月22日 東京高裁 平22(ツ)172号	立替金請求 上告事件	◆訴外会社Aから債権管理、回収等の業務委託を受けた被上告人が、訴外会社Bから自動車(本件車両)を買受、その代金につき訴外会社Aとの間で立替払契約を締結した上告人Y1は割賦金の支払を怠ったとして、上告人Y1及び同立替払契約について連帯保証をした上告人Y2に対して、本件車両の引渡し並びに割賦金の残金の支払を求めたところ、本件立替金請求権が債権管理回収業に関する特別措置法2条1項6号に該当することは明らかであり、また、同法11条1項の回収には担保権の実行も含まれるから、本件立替金請求権を担保するために本件車両を留保していた訴外会社Aから委託を受けた被上告人が、訴外会社Aのために自己の名をもって、担保権の実行として所有権に基づき本件車両の引渡しを求めることができるのは明らかであるなどとして、被上告人の請求が認められた事案の上告審	◆上記判断は正当として是認することができるとして、上告を棄却した事例	1条:外 2条:外 5条:外 10条:外	消費者契約法については上告人の主張にあるのみで実質的な判断をしなかった。
8	平成23年 1月27日 東京地裁 平21(フ)33297号	建物明渡等 請求事件	◆原告と訴外A社との間の賃貸借契約が、同社の債務不履行により終了したところ、被告らは、訴外A社の連帯保証人であるとして、原告が被告らに対し、連約金、当初賃料免除分の返還額、約定の損害賠償金等及びこれらに対する遅延損害金の連帯支払を求めた事案	◆被告らは、本件賃貸借契約の解除の有効性、違約金条項の有効性等を争ったが、本件賃貸借契約の解除事由である訴外A社が信義に反する行為をしたときに該当し、解除は有効と判断し、また、賃貸借期間の満了日までの賃料を原告に支払わなければならないとの違約金条項は、本件賃貸借契約の契約期間が3年に限定されていることなどに照らせば公序良俗に反し無効とまではいえないとし、請求を全部認容した事例	2条:否 10条(趣旨):否	被告会社の賃貸借契約締結に関し、代表者として保証したものであり、「消費者」に当たらないとした。被告らの利益を一方向的に害するものということもできないとした。
9	平成22年12月 2日 大阪地裁 平20(フ)13953号	原状回復等 請求事件	◆被告らとの間で連鎖販売契約を締結した原告らが、被告らに対し、第11に、クーリングオフによる連鎖販売契約の解除又はクーリングオフによる訪問販売における契約の解除に基づき、民法545条の解除に基づく原状回復請求として、既払金の返還を求め、第2に、これと選択的に、重要事項についての不実告知又は断定的判断の提供による消費者契約の解除に基づき、民法704条の悪意の受益者に対する不当利得返還請求として、同じ既払金の返還を求めた事案	◆連鎖販売契約において契約締結時に交付された書面が特定商取引に関する法律37条2項の書面に該当しないとされた事例 ◆連鎖販売契約締結時に連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人であったとしても、解除の時点においては連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗によらないで行う個人とはいえない場合には、特定商取引に関する法律40条1項に基づく解除はできないとした事例	2条:否 4条1項1号、 2号:外	一部原告については特定商取引法による解除を認め、また、一部原告については、「消費者」に該当しないと判断し、消費者契約法の適用について判断しなかった。
10	平成22年11月 9日 東京地裁 平21(フ)4449号	損害賠償等 請求事件	◆マンションの管理組合である原告が、管理組合発足前に共用部分につき締結された電気供給契約が過大であったとして、マンション販売会社や従前の管理会社に適正な契約電力等の説明義務違反や契約上の地位譲渡に関する契約義務違反を理由とする損害賠償請求をするとともに、電力会社に契約の取消し等による電気料金の不当利得返還を求めた事案	◆管理組合である原告は消費者契約法の「消費者」ではないとした上、新規物件の契約電力設定として、契約が過大であったとはいえないし、従前の管理委託業務を行っていた管理会社に新契約の電気料金が適切となるように助言すべき注意義務があるともいえないなどとして、請求を棄却した事例	2条:否 4条2項:外 9条1号:外 10条:外	マンション管理組合は「消費者」に該当しないと判断し、消費者契約法の適用を否定した。
11	平成22年10月29日 東京地裁 平20(フ)17540号	損害賠償請 求事件	◆コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを運営する原告が、フランチャイジーである被告Y1において、一方的に店舗を閉鎖し、半額セールを実施した上、その売上金を支払うよう求めたにもかかわらずことなどから契約違反を理由に解除し、被告Y1及びその連帯保証人である被告Y2に対し、清算金、違約金及び損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の説明義務違反、経営指導義務違反など背信性の高い債務不履行行為によって被告Y1が先に解除したことによって原告との契約は終了しているとの被告Y1の主張を排斥するなどして、原告の請求を認容した事例	2条:否 9条1号、2号 類推:外 10条類推: 外	フランチャイジーは「消費者」に該当しないと判断し、消費者契約法の適用を否定した。
12	平成22年10月28日 東京地裁 平21(フ)32488号	貸金請求事 件	◆原告が、原告の訴外A社に対する貸付金につき連帯保証した被告に対して、貸付残元金の支払を求めるとともに、被告が原告に対して本件貸付にかかる一切の債務を担保するために本件株式に質権を設定したところ被告が本件質権設定契約の締結を否認していることからその質権を有することの確認を求めた事案	◆被告の錯誤無効、消費者契約法違反等の抗弁を排斥し、原告の請求を全部認めた事例	2条:否 4条1項1号: 外 4条2項:外	企業経営者が保証を行う場合は、「消費者」に該当しないと判断した。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
13	平成22年10月7日 東京地裁 平21(ワ)19989号	建物明渡等請求事件、建物賃料減額確認等請求事件	◆第1事件は、被告会社に対して、本件建物を賃貸した原告が、被告会社に対し、賃貸借契約は定期建物賃貸借契約であり、平成20年11月30日に期間満了により終了したとして、本件建物の明渡しを求めるとともに、被告会社に対しては債務不履行に基づく損害賠償請求として、被告Y1に対しては保証契約に基づく保証債務履行請求として、連帯して、平成20年11月分、同年12月分、平成21年4月分及び同年5月分賃料に対する約定の遅延損害金、平成20年12月1日から本件建物の明渡し済みまでの約定の賃料倍額の損害金の残額の支払を求め、第2事件は、被告会社が原告に対し、本件建物の賃貸借契約について、平成21年7月1日以降の賃料減額請求、借地借家法11条3項に基づく過払い賃料の返還請求、企画料及び再契約料の支払合意は無効であるとして不当利得返還請求をした事案	◆第1事件は、原告と被告会社の間で新たな普通建物賃貸借契約の合意が成立したとは認められず、また、定期建物賃貸借契約は、性質上、黙示の更新を認めることはできないとし、普通建物賃貸借契約の成立を否定し、平成20年12月19日到達の通知書が、借地借家法38条4項ただし書に基づく通知と解されるとし、平成21年6月19日が終了時期と認定し、原告の明渡し請求が権利濫用とはいえないなどとし、請求を一部認容し、第2事件は、企画料及び再契約料の支払につき、公序良俗に違反する事情があるとは認められないなどとし、請求を棄却した事例	2条:否 10条:外	被告会社が物品販売の店舗として利用する目的で賃貸借契約を締結し、被告会社の代表者が保証したものであるから、「消費者」に該当しないとした。
14	平成22年6月10日 東京地裁 平21(ワ)41710号	不当利得返還請求事件	◆訴外Aからビルの一室を賃借していた原告が、本件賃貸借契約に定める原状回復特約、更新料特約等が無効であるとして、訴外Aから賃借人としての地位を相続した被告に対し、支払済みの原状回復費用及び更新料等について不当利得に基づく返還を求めた事案	◆本件賃貸借契約書には賃借人が補修費用を負担する通常損耗の範囲が明記されておらず、通常損耗分につき原告に原状回復義務を認める合意もないから、原告は通常損耗について原状回復義務を負わず、通常損耗の原状回復費用として被告に支払われた分は法律上の原因を欠くと判断する一方、原告は、弁護士業務等を行う事務所として本件賃貸借契約を締結していることから消費者契約法10条の適用はなく、原告自身長年弁護士として活動していること等からすれば、被告との間に情報の質及び量並びに交渉力に格差があるとは言えず消費者契約法10条を類推適用することもできない等判断し、更新料特約等は有効と認定した事例	2条:否 10条:外	弁護士業務を行う事務所として賃貸借契約を締結したものであるため、「消費者」に該当しないとした(類推適用も否定)。
15	平成22年6月10日 東京地裁 平20(ワ)29886号	建物明渡等請求事件(本訴)、費用償還請求事件(反訴)	◆賃借人である原告が、賃借人である被告に対し、賃貸借契約の解除を理由に、建物明渡と未払賃料等の支払を求めた事案	◆被告の無断造作設置については信頼関係を破壊する程度のものとは認められないが、無断模様替えについては、信頼関係を破壊するに至っているものと認められるとして、本件解除は有効であるとし、建物明渡及び未払賃料等の支払請求を一部認容した事例 ◆被告の原告に対する冷房機の屋外機設置の費用償還請求については、同費用償還請求権が発生したとしても、被告が費用を支出したときから10年が経過しているとして請求を棄却した事例	2条:否 10条:外	個人事業者が飲食店の店舗とする目的で賃貸借契約を締結したものであるため、「消費者」に該当しないとした。
16	平成22年2月25日 東京地裁 平20(ワ)31370号	債務不存在確認請求事件	◆I社を物件納入者とするインターネット接続機器のプロモーションリース契約(延払契約)を被告との間で締結した原告X1及びその連帯保証人である原告X2が、上記契約の相手方である被告に対し、契約の公序良俗違反又は通謀虚偽表示若しくは心裡留保による無効、詐欺取消、消費者契約法に基づく取消、債務不履行解除等を理由として、上記契約及び連帯保証契約に基づく債務の不存在確認等を求めた事案	◆I社の従業員であるBが、虚偽の説明をして被告との延払契約書に署名押印させたことを認定しつつも、虚偽の内容は原告と被告間の延払契約についてではなく、I社との業務委託契約及び覚書についてのものであり、これら業務委託契約と覚書が本件契約との間に法的な不可分性や強い関連性も認められないこと、Bが本件契約の締結について被告を代理したとも認められないこと等を理由に、本件延払契約の公序良俗違反性、詐欺取消、心裡留保、通謀虚偽表示による無効等を否定し、被告について不法行為の成立も否定して、請求を棄却した事例	2条:否 4条:否 5条:否	プロモーションリース契約の締結に係る消費者契約法4条、5条違反の主張に対し、契約締結者である原告は消費者でないとして適用を否定した。
17	平成21年10月30日 大阪地裁 平18(ワ)8044号	債務不存在確認請求本訴事件、リース料請求反訴事件、不当利得返還等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件	◆原告らが、被告に対し、被告と一体である訴外会社の違法な勧誘により被告とリース契約を締結させられたとして、詐欺取消等を理由とする不当利得返還等を求めた(甲事件・丙事件)のに対し、反訴として、被告が、原告らに対し、残リース料債務の支払の遅滞を理由としてリース契約上の規定損害金の支払を求めた(乙事件・丁事件)事案	◆原告らのリース契約が訴外会社の販売員の欺罔行為によって締結されたものであるとしても、原告らは詐欺による取消しを被告に対して主張することはできないし、被告に私法上の義務として提携販売事業者を管理する義務があるとは解されず、また、特定商取引法26条1項の「営業」に当たるか否かは、その実態が営利を目的とした事業・職務に当たるといえるかにより判断されるべきであるなどとして、甲事件を棄却するとともに、その余の事件を認容又は一部認容した事例	2条:否 5条1項:否 4条:否	原告らは、いずれも税理士業を営む者であり、その事業のために本件リース契約を締結したものであるから、そもそも「消費者」に当たらないとされた。
18	平成21年7月27日 東京地裁 平21(シ)129号	リース料等請求控訴事件	◆本件は、控訴人に対するリース料債権の回収業務を受託した被控訴人が、控訴人に対し、未払リース料119万7000円及びこれに対する平成20年5月30日までの約定遅延損害金69万1752円並びに上記未払リース料のうち114万円に対する同月31日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による約定遅延損害金の支払を求めた事案	◆控訴人は、リース契約の合意解約、及び瑕疵担保責任に基づき解除したと主張し、被控訴人の瑕疵担保責任を免除する旨の条項は消費者契約法8条1項5号に反し無効であると主張したが、いずれの主張も認めず、控訴が棄却された事例	2条:否 8条1項5号:否	控訴人は、事業のために本件リース契約の当事者となった者と認められるから、「消費者」に該当しないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
19	平成21年2月24日 東京地裁 平20(シ)329号	違約金請求 控訴事件	◆ゴルフ会員権の販売等を業とする被控訴人(1審原告)が、控訴人(1審被告)から注文を受けて第三者から仕入れたゴルフ会員権を控訴人に現実に提供したにもかかわらず、その受領と代金支払を拒絶されたと主張して、控訴人に対し、ゴルフ会員権売買契約の債務不履行に基づき、約定違約金の支払を求めた事案	◆控訴人が主張するような特別な内容のゴルフ会員権が売買の目的物であったとは認められず、売買の目的物は通常のゴルフ会員権であったと認定した上で、また、控訴人主張の詐欺取消し、消費者契約法に基づく取消し、錯誤無効、信義則違反はいずれも認められないとして、被控訴人の請求を認めた原判決を是認し控訴を棄却した事例	2条:否 4条1項1号: 外	株式会社は「消費者」に当たらないとして、消費者契約法の適用を否定した。
20	平成21年1月26日 東京地裁 平20(ワ)34403号	建物明渡等 請求事件	◆被告に対し建物を買貸した原告が、賃貸借契約に基づく未払賃料の支払を求めるとともに、賃貸借契約の終了に基づく建物明渡しを求めた事案	◆被告の主張を退け、原告の請求を全部認容した事例	2条:否 10条:外	保証金を年1割償却するとの約定について、消費者契約法10条違反の主張がなされたが、被告は有限会社であるため「消費者」に当たらず、消費者契約法は適用されないとした。
21	平成21年1月20日 東京地裁 平20(ワ)14437号	不当利得返還 請求事件	◆菓子類等の販売を目的とする株式会社である原告が、被告生命保険会社との間で締結した生命保険契約につき、保険の要素である収支相原則及び給付反対給付均等原則を欠いており無効である、原告の意思表示に要素の錯誤がある、被告において保険の内容につき原告に十分な説明をしなかった点で説明義務違反があるなどと主張して、既に支払った保険料相当額の支払を求めた事案	◆原告の主張をいずれも排斥して、原告の請求を棄却した事例	2条:否 3条:外	原告は株式会社であるため、「消費者」に当たらないとした。
22	平成20年11月27日 東京地裁 平19(ワ)22983号	リース料請求 本訴事件、不当利得返還請求 反訴事件	◆本訴において、リース業等を営む株式会社である原告が、リース契約を締結した被告宗教法人R寺及びその連帯保証人である被告Y1らに対し、リース料の支払を求め、反訴において、被告宗教法人R寺が、原告に対し、当該リース契約の特定商取引法等に基づく取消や詐欺取消等を主張して、既払リース料の不当利得返還を求めた事案	◆本訴請求を認容し、当該リース契約は被告宗教法人R寺の営業のために若しくは営業として締結されたものであり、特定商取引法の適用がないこと、被告宗教法人R寺は、消費者契約法の消費者ではなく、消費者契約法に基づく取消はできないこと等を前提として、反訴請求を棄却した事例	2条:否 4条1項:外	リース契約に基づくリース料支払い請求権に対して、当該リース契約は消費者契約法4条1項に基づき取り消しうるとして不当利得返還請求等の反訴が提起された事案において、契約者は宗教法人であったため、消費者契約法はそもそも適用されないと判示した。
23	平成20年11月5日 東京地裁 平19(ワ)17724号	解約金等請求 事件	◆被告Y1に電話機をリースした原告が、リース契約解除に伴い、Y1及び連帯保証人被告Y2に未払リース料や契約解除に伴う違約金を請求した事案について、Y1・Y2がリース契約は訪問販売かつ指定役員でありクーリングオフ通知により解除されたなどと争った事案	◆本件リース契約はY1が経営する鉄工所の「営業のために若しくは営業として」されたものであるし、Y1は「消費者」ともいえないから、特定商取引に関する法律や消費者契約法の適用はなく、契約解除は認められないし、リース契約に詐欺・錯誤・公序良俗違反はないとして、請求を全部認容した事例	2条:否 4条:否	リース契約に基づく未払いリース料等の請求に対し、被告側が消費者契約法4条に基づく取り消し等を主張したが、本件契約は被告が営む事業のために締結されており消費者契約法は適用されないとした。
24	平成20年1月18日 東京地裁 平18(ワ)6244号	損害金請求 事件、不当利得返還 請求事件	◆原告会社が、被告法人に対してリース契約解除に基づく損害賠償金の支払い及び被告法人の代表取締役連帯保証契約に基づく損害賠償金の支払を求め(甲事件)、被告らが原告会社らに当該リース契約の取消し及び錯誤無効による既払金の返還及び損害賠償を求めた(乙事件)事案	◆原告の請求については請求原因が全て認められる一方、被告法人は事業のために本件契約を締結したものであるから法人たる被告に消費者契約法及び特定商取引に関する法律は適用されず、契約に至る経緯等からすれば錯誤無効も認められないなどとして、原告会社の請求を全部認容し、被告宗教法人の反訴を全部棄却した事例	2条:否 4条1項1号: 外	本件契約の当事者は、法人たるY寺であり、消費者契約には該当しないとした。
25	平成19年4月27日 東京地裁 平18(ワ)28300号	求償金等請求 事件	◆被告会社の自動車購入に係る立替払契約に基づく債務につき、被告会社が原告に保証委託し、原告が代位弁済したとして、原告が、被告会社及び連帯保証人である被告Y1、被告Y2に対して本件保証委託契約に基づき、残元金等の支払を求めるとともに、被告会社に対し、本件保証委託契約中の所有権留保の規約に基づき、本件自動車の引渡しを求めた事案	◆本件売買契約締結の際、被告会社の代表取締役である被告Y1及び連帯保証人である被告Y2は、本件保証委託契約の契約書の「ご契約者」欄及び「連帯保証人」欄にそれぞれ署名押印し、同契約書には、請求原因とおりの契約内容の記載があることが認められるから、本件保証委託契約の成立が認められるとして、原告の請求を認容した事例	2条:否 4条:外	被告は、株式会社であるが、その実体は消費者契約法が予想する消費者と変わらないため、消費者契約法4条が類推適用されると主張したが、被告は消費者契約法にいう消費者ないしはこれに準ずるものではないとされた。
26	平成19年3月27日 東京地裁 平18(ワ)11699号	リース料請求 事件	◆原告が、被告Y1に対し、3つのリース契約に基づき、リース料及び期限の利益喪失後の遅延損害金の支払を求め、被告Y2に対し、後2者の契約の連帯保証を行ったことに基づき、連帯保証債務履行を求めた事案	◆本件各リース契約は、被告Y1の営業のために締結されたものであると認められるから、特定商取引法の適用はなく、また、消費者契約法2条1号のいわゆる事業者たる個人には、自らの事業の業務に使用する目的で契約を締結する者も含まれることは当然であり、被告Y1は事業者たる個人に該当するから、本件各リース契約に同法の適用はないとして、本件リース契約の特定商取引法あるいは消費者契約法違反をいう被告らの主張を排斥し、原告の請求を認容した事例	2条:否 10条:外	被告Y1は、事業者たる個人に該当するため、消費者契約法の適用はないとされた。
27	平成19年3月19日 東京地裁 平18(ワ)5718号	敷金返還請求 事件	◆被告が原告に対して賃貸していた建物について、原告が敷金の返還を求めたのに対し、被告が、原告は特約に基づいて通常損耗の原状回復義務を負うとして、原状回復費用の控除等を主張して争った事案	◆通常損耗補修特約の合意が成立したとはいえないとして、原状回復費用の一部についてのみ控除を認め、原告の請求を一部認容した事例	2条:否 10条:外	原告は株式会社であり、消費者契約法が適用される余地はないとされた。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
28	平成18年10月10日 千葉地裁 平17 (行ウ)44号	公文書非公開決定取消請求事件	◆公文書の公開・開示請求を行った原告らが、被告に対し、本件各非公開非開示決定により非公開とされた部分に旧条例11条2号の非公開情報が記録されていないとして、本件各非公開非開示決定の取消しを求めた事案	◆公文書部分公開決定のうち、一部について取消を認めたが、その余の部分について請求を棄却した事例	2条:外	原告は、情報公開条例における「事業」と消費者契約法2条の「事業」は同じであると主張したが排斥された。
29	平成16年 2月26日 東京高裁 平16 (ツ)9号	貸金請求上告事件	◆上告人が、訴外Aに対する貸付を連帯保証した被告上告人に対し、本件連帯保証契約に基づき、貸付金残元金等の支払を求めたところ、原判決が控訴を棄却したことから、上告人が、本件貸付の借主である訴外A及び実質的な借主は消費者契約法上の消費者に該当せず、本件貸付については同法が適用されないものであると主張して上告した事案	◆被告上告人は、訴外Aが個人として投資資金に充てるため、貸金業を営む株式会社である上告人から本件貸付を受けるものと認識し、個人として本件連帯保証契約を締結したもので、被告上告人が消費者契約法2条の消費者に当たるものとした原審の判断は正当として是認することができるとして、上告を棄却した事例	2条:肯	被告上告人が「消費者」に当たるか否かの点についてのみ判断がなされ、被告上告人は個人として投資資金に充てるため、個人として本件連帯保証契約を締結したのであって、「消費者」に当たるとされた。
30	平成16年 1月14日 東京地裁 平14 (ワ)20127号	債務不存在確認請求、損害賠償等請求反訴事件	◆原告らは、訴外会社の販売にかかるコンピューター機器類を被告からリースしたところ、リース物件の引渡しがなく、あるいは正常に作動しなかったため、信義則(民法1条2項)の適用あるいは割賦販売法30条の4の類推適用によりリース料の支払を拒むことができるなどと主張して、別紙取引経過一覧記載の未払リース料及び規定損害金債務の不存在の確認を求める訴え(1事件及び2事件)を提起したところ、これに対して、被告は、本件リース契約を解除し、本件リース契約及び連帯保証契約に基づいて、上記未払リース料、規定損害金の各支払及びリース物件の返還を求める反訴(3事件及び5事件)及び別訴(4事件)を提起した事案	◆コンピューターソフトウェアのリース契約について、「消費者リース」ないし「提携リース」ではなく、ファイナンスリースであるとされた事例	消費者契約法の趣旨を援用	原告は、本件リース契約が「消費者リース」に当たったため、割賦販売法30条の4の類推適用等を主張したが、原告は、「消費者」には当たらないとされた。
31	平成14年10月18日 東京地裁 平14 (ワ)4317号	損害金請求事件	◆電気通信機器等のリース業者である原告が刺繍業を営む被告と締結したリース契約につき、被告がリース物件の受領拒絶の債務不履行をしたとして、リース契約解除に基づく残リース料相当額の約定損害金の支払いを被告に請求した事案	◆被告が商人であるという理由から、特定商取引法に基づくクーリング・オフ、消費者契約法に基づく取消などの被告の主張は斥けたものの、リース契約は経済的にみて過大ともいえる利益を取得することを目的として、民法、特定商取引法、消費者契約法の個々の条項に基づく規制を巧みに回避しようとするもので、公序良俗に違反し、無効であると判断された事例	2条:否 4条1項:否	被告が、刺繍業を営む商人であることから、消費者契約法上の消費者に当たらないとして、消費者契約法4条1項に基づく取消の請求を排斥したが、原告が意図的に特定商取引法及び消費者契約法の適用を免れようとして、契約書に商人としての名義を記名押印させたこと等の事情から、本件リース契約は公序良俗に反し、無効であるとした。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の可否	参考事情
32	平成21年11月16日 東京地裁 平20 (ワ)17485号	和解金請求 事件	◆ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案	◆上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき事実に異なる告知があったとして、消費者契約法4条1項1号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した事例	4条1項1号：肯 10条：否 9条1号：肯 3条1項：外	ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた490万円のうち49万円を超える部分は、消費者契約法9条1号より、無効とされた。さらに、この490万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法4条1項1号の取消原因が存するとされた。
33	平成21年10月23日 大阪高裁 平21 (ネ)1437号	契約条項使用差止等請求 控訴事件	◆消費者契約法所定の適格消費者団体である一審原告が、貸金業者である一審被告の金銭消費貸借契約について、借主が返済期限到来前に貸付金を全額返済する場合に利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨規定した早期完済違約金条項は、消費者契約法10条により無効であるとして、同法12条3項に基づく本件条項を含む契約締結の差止め及び同各条項を含む借用証書の用紙の廃棄を求めたところ、原審で請求を一部認容とされたため、当事者双方が敗訴部分につき控訴した事案	◆本件条項の一部は、貸付けの内容によっては消費者の義務を加重する場合があります。その場合は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するといえるなどとして、原判決を相当として控訴を棄却した事例	3条：援用 10条：肯 12条3項：肯	借主が期限内に貸付金の全額を返済する場合には、借主が利息及び遅延損害金以外の金員を貸主に交付する旨を定める早期完済違約金条項につき、消費者契約法10条により無効とし、同法12条3項により契約締結の差止を認めた。
34	平成21年10月8日 東京地裁 平21 (ワ)10988号	授業料返還等請求 事件	◆T大学法科大学院に在学していた原告が、留年した年度において、修了に必要な1科目が置かれていた後期のみを修学しようとする前期の休学を求めたが、被告大学が認めず、前期の授業料を徴収したのが不当であるなどとして、被告大学に対しては、在学契約の不成立若しくは無効を理由とする不当利得、不法行為、債務不履行又は国家賠償法1条1項に基づき授業料相当額等の支払を、被告国に対しては、国家賠償法3条1項または国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案	◆前期の休学ないし授業料の取扱いにつき何らかの配慮をするか否かは国立大学法人に委ねられた裁量の範囲内であり、前期授業料を徴収したことは不合理、不誠実であるとはいえないなどとして請求を棄却した事例	3条1項：否 10条：否	消費者契約法3条1項は、事業者の努力義務を定めた規定であるから、同条項に規定する義務違反を理由として上記在学契約の効力が左右されることはなく、同契約中の上記部分が任意規定の適用による場合に比して学生の権利を制限し、又はその義務を加重するものとはいえないから、同法10条により無効であるともいえないとされた。
35	平成21年2月12日 東京地裁 平20 (シ)514号	賃料増額確認等請求 控訴事件	◆地方住宅供給公社法に基づいて設立された特別法人である被控訴人が、控訴人との間で、建物の賃貸借契約を締結していたところ、被控訴人が、借地借家法32条、地方住宅供給公社法施行規則16条に基づき、家賃改定通知書によって賃料増額の意思表示をしたことにより、平成19年4月1日以降の本件建物の賃料が一ヶ月6万8500円に増額されたと主張して、賃料が同日以降一ヶ月6万8500円であることの確認を求めるとともに、一ヶ月当たりの賃料の差額が未払であるとして、未払賃料及び法定利息の合計4万7824円並びにうち未払賃料に対する法定利息の支払を求めた事案	◆一ヶ月6万8500円の賃料は相当であり、控訴人による賃料増額請求は無効とはいえないと判断し、控訴を棄却した事例	4条2項：否 10条：否 3条：否	賃料を改定する際には1か月前までに家賃変更の通知をする旨の規定について消費者契約法10条の適用を否定した。また、説明がなされていたとして、同条4条2項の適用も否定した。
36	平成21年1月20日 東京地裁 平20 (ワ)14437号	不当利得返還請求 事件	◆菓子類等の販売を目的とする株式会社である原告が、被告生命保険会社との間で締結した生命保険契約につき、保険の要素である収支相原則及び給付反対給付均等原則を欠いており無効である、原告の意思表示に要素の錯誤がある、被告において保険の内容につき原告に十分な説明をしなかった点で説明義務違反があるなどと主張して、既に支払った保険料相当額の支払を求めた事案	◆原告の主張をいずれも排斥して、原告の請求を棄却した事例	2条：否 3条：外	原告は株式会社であるため、「消費者」に当たらないとした。
37	平成20年10月15日 東京地裁 平19 (ワ)34594号	不当利得返還等請求 事件	◆被告らから別荘地を買収した原告らが、被告らが各売買契約の際に本件各土地の隣接地域に産業廃棄物の最終処分場等の建設計画があることを原告らに説明しなかったことは消費者契約法所定の不利益事実の不告知に該当し、また上記契約は動機の錯誤により無効であり、さらに上記不告知は不法行為に該当すると主張して、不当利得に基づく売買代金の返還、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件各土地周辺の自然環境は消費者契約法4条2項にいう重要事項に当たるところ、被告らが上記建設計画を告げなかったことは同項所定の不利益事実の不告知に当たるから売買契約を取り消すことができ、かつ上記不告知は不法行為を構成するとして、原告らの請求が認められた事例	3条1項：援用 4条2項：肯	別荘地売買契約に関して近隣地に産廃処理場が建設される事実を業者側が告知しなかった事案に関し、土地周辺の自然環境は重要事項に該当し、消費者契約法4条2項違反を認め、取り消しを認めた。当該事案においては、不告知を不法行為として損害賠償請求も認めた。
38	平成16年11月29日 東京高裁 平16 (ネ)4541号	損害賠償請求 控訴、同附帯控訴事件 [建築士試験セミナー 事件・控訴審]	◆「(ご注意下さい!)最近、ある建築士講習機関の講座システムが大きな問題になっています」「全国で大勢の被害者が出ています」などの記載のあるチラシを被告(控訴人)が配付した事案	◆被告(控訴人)の行為が、不正競争防止法2条1項14号に当たるとされた事例	3条：外	建築士講習機関が競争相手の講習機関を非難するチラシを作成し、当該競争相手と紛争となった事案において、チラシを配布した機関の主張の一環として競争相手の行為は消費者契約法3条に違反するとの主張がなされたが、当該主張については判断がなされなかった。

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	条文及び適用の肯否	参考事情
39	平成16年10月22日 さいたま地裁 平15(ワ)2012号	設備費用請求事件	◆LPガスの供給先を他の業者に切り替えた消費者に対する元供給先LPガス販売業者のLPガス設備費用請求の事案	◆契約不成立を理由に、その請求が棄却された事例	3条1項:外	LPガス販売事業者からのガス設備費用請求に関し、ガス設備売買の合意を否定する根拠として、消費者契約法3条1項の趣旨による説明義務が援用されているが、同条項には特段言及することなく売買契約の成立が否定された。
40	平成16年10月22日 さいたま地裁 平15(ワ)1910号	設備費用請求事件	◆LPガスの供給先を他の業者に切り替えた消費者に対する元供給先LPガス販売業者のLPガス設備費用請求の事案	◆錯誤無効を理由に、その請求が棄却された事例	3条1項:外	LPガス販売事業者からのガス設備費用請求に関し、被告側が、ガス設備売買の合意以外には解釈されえないことの根拠として、消費者契約法3条1項の趣旨による説明義務が援用されているが、同条項には特段言及することなく、売買契約は原告の錯誤により無効との判断がなされた。
41	平成15年10月3日 大津地裁 平14(ワ)540号	損害賠償請求事件	◆被告のパソコン講座の予約制を申し込み、同講座を受講した原告が、厚生労働省の教育訓練給付制度を利用して受講することを希望していたが、被告の説明不足のために、同制度を利用することができなかったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆原告は、本件給付制度を利用することを前提として本件講座を受講したことが認められ、予約制に本件給付制度が適用されないことを予め知っていたならば、予約制を利用しなかったものと判断するのが相当であり、被告の従業員であるCは講座の内容だけでなく、予約制では本件給付制度を利用することができない旨の正確な説明をすべき義務があり、この点の説明を怠ったCの行為には過失があるとし、原告が給付制度を利用して受講することを申し出ていない点を考慮して2割の過失相殺をするなどして請求を一部認容した事例	消費者契約法施行前の事案 1条3条4条の趣旨を援用	消費者契約法1条、3条、4条の趣旨を援用し、事業者が、一般消費者と契約を締結する際には、契約交渉段階において、相手方が意思決定をするにつき重要な意義をもつ事実について、事業者として取引上の信義則により適切な告知・説明義務を負い、故意又は過失により、これに反するような不適切な告知・説明を行い、相手方を契約関係に入らしめ、その結果、相手方に損害を被らせた場合には、その損害を賠償すべき義務があると判断した。
42	平成15年9月8日 東京地裁 平13(ワ)20594号	保険金請求事件	◆原告が、被告に対し、主位的に、被告との保険契約に基づく保険金等の支払を、予備的に(1)被告による保険契約内容についての説明義務違反を理由とする債務不履行ないしは不法行為に基づく損害賠償等の支払と、(2)被告による詐欺を理由とする不法行為に基づく損害賠償等の支払を求めた事案	◆がん保険について、保険販売員に保険契約の勧誘・締結に関して説明義務違反があったとして、保険会社に不法行為に基づいて慰謝料の支払いが命じられた事例	3条1項:外	説明義務の程度についての主張根拠として、消費者契約法3条1項の趣旨を援用した。
43	平成13年1月26日 大阪高裁 平12(ネ)2421号	不当利得金返還等請求控訴事件	◆貸金業者である被告から金員の借入れをしていた原告が、被告に対し、弁済金を利息制限法に従って債務に充当すると過払いになるとして過払金相当額の不当利得の返還を求めるとともに、被告が取引経過の開示義務に違反して原告との全取引経過を開示しなかったために損害を被ったと主張して、損害賠償を求めた事案	◆貸金業者の消費者に対する全取引経過開示義務が認められなかった事例	3条:否	貸金業者の消費者に対する全取引経過開示義務があることを根拠付ける一つの理由として、消費者契約法3条の趣旨を援用したが、結論としては認められなかった。